

厚木愛甲環境施設組合 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改訂（案）
パブリック・コメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 28 年 1 月 5 日（火曜日）から平成 28 年 2 月 5 日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 5 人
(2) 意見の件数 16 件

3 意見の反映状況

No.	反 映 区 分	件数（件）
1	計画に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	0
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	計画に反映できないもの	4
5	その他（感想・質問・要望）	12
	合計	16

4 意見と組合の考え方

別紙のとおり

5 問い合わせ先

厚木愛甲環境施設組合事務局

〒243-0017

神奈川県 厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所 4 階

電話：046-297-1153 ファックス：046-221-5322

電子メール : atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

ホームページ : <http://www.h7.dion.ne.jp/~atsuai-k>

【別紙】

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
1	<p>今回の改定（案）では、焼却残渣を資源化する技術が確立されていることから、最終処分場の設置は取りやめ、全量を民間事業者に資源化委託することに変更となった。</p> <p>静脈産業ともいわれる廃棄物処理分野は、現在でもなお大きな変化が起こりうる分野である。過去においてはダイオキシン対策に翻弄したことなど、当時の段階では予想することすら難しかった。焼却灰の処分方法を独自に行うのを取りやめ、民間に委託することは将来顕在化する重大な問題に対応できない恐れがある。最終処分場を持たないという変更は、厚木愛甲環境施設組合のホームページから公開されている資料を見る限り、私には説得性が感じられない。最終処分場については再検討されたい。</p>	<p>現在の民間のごみ処理技術によれば焼却残渣の資源化は100%できます。この技術により焼却残渣を100%資源化してまいります。</p>	4
2	<p>焼却灰の資源化は、全国で一斉に資源化が集中した場合、余っていくことは明白。</p> <p>通り一遍の計画であり、上手くいかないときの対応等がない、その場しのぎの計画であり、反対。</p>		4
3	<p>福島第一原発の放射能排出事故では、千葉県下のいくつかの焼却施設で焼却灰中の放射線が基準以上となり、最終処分ができず施設敷地内保管となった。そのあといったん処分場に移動したが、そのあと戻ったという。</p> <p>この計画には、こうしたことは記載がないが、どういう理由か明らかにすべきである。検討していないなら検討すべきである。</p>	<p>ごみ処理広域化実施計画は、平常時のごみ処理について計画したものであり、原発事故による放射性物質を含むごみ処理は、国の指導に従ってまいります。</p>	4
4	<p>災害廃棄物一時保管場所と緑地は違うのか不明である。緑地の定義もはっきりしない。法律上の緑地をいうのか、思いついた表現の緑地か明確にすべきである。スケジュールには都市計画決定とあるが、思いつきを後からむりやりこじつけた計画である。一刻も早く撤回すべきである。</p>	<p>約3.8ヘクタールの拡張部分につきましては、県が計画していた三川公園区域でありましたことから、地元の皆様をはじめ構成市町村の住民の皆様が自由にお使いいただける緑地として整備してまいります。</p> <p>なお、東日本大震災の教訓から、国が示した指針に従い大規模災害時には構成市町村の災害廃棄物一時保管場所としても使えるよう整備してまいります。</p>	4
5	<p>災害廃棄物置場の環境に与える影響（地下水汚染、臭気、害虫、カラスなど）について説明されていないのは、どういう理由か。パブリック・コメントの要件を満たしていないと思う。これでは「ゴミは金田へ」を3市町村が決めるようなもので差別である。差別を公然とパブコメの名で認めさせようというのか納得できない。</p>	<p>災害廃棄物置場の環境に与える影響への対策として、廃棄物を搬入する前に遮水シートを張るなど国の示した災害廃棄物対策指針に従い一時保管場所を管理してまいります。</p>	5

【別紙】

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
6	この計画はパブリック・コメントの体をなしていない。中止すべきである。パブリック・コメントは、原則、命令などのものを定めるときに、広く公に意見・対案を求める手続きをいうが、この計画には不利益について地下水汚染、悪臭、農作物への害（虫、菌、ウイルス病）が記載されていない。あっても万全を期すという類の決意表明である。具体的に書けない、知識がないのであれば、中止すべきである。箔を付けるためのパブリック・コメントの費用は無駄である。	本案件は、構成市町村によるごみ処理の広域化に係る指針について、「厚木愛甲環境施設組合パブリック・コメント手続実施要綱」に基づき実施しているものです。	5
7	組合は、職員倫理条例を制定すべきである。公の交付金で飲み食いする奴が出てくる。これを防止するために必要である。	今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。	5
8	なぜ焼却炉は厚木なのでしょう？なぜ金田なのでしょう？他の2町村の役割分担は、どのようになっているのでしょうか？ すでに厚木市金田は30年近くも中間処理施設を設置され、過大な迷惑や負担を受けております。もう十分厚木のゴミ処理問題に協力してきました、これ以上の負担は、地域住民は耐えられません。 金田に予定の新中間処理設置を全面白紙撤回し、新しい予定地を模索、検討されることが厚木市や環境施設組合がすぐさまやることだと思います。	建設候補地の選定は、平成20年から平成25年11月までの5年間、厚木市が作業を進め、その結果、厚木市と地元との基本協定が締結されました。 ごみ中間処理施設整備基本計画（案）の作成に向けた検討は、厚木市と地元との基本協定により建設候補地が選定され、当組合が建設予定地として決定したことを踏まえて開始していることをご理解ください。 建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。	5
9	新施設の整備について、平成23年7月に当時の部長は環境センターと一体で整備するから1.8haでよいと言った。組合は、厚木市と財政を異とするから、いつの間にか一体的整備とは言わなくなった。当初の説明と食い違うので撤回すべきである。		5
10	厚木市環境センターを建設した当時の市長は、次は金田には作らないと約束し、一旦は他所（棚沢）を選んだ。 今回も約束は守ってすすめてほしい。		5
11	ごみ焼却場をこれまでの30年から更に長く1ヶ所に置くことは差別を生みだす。 今でも「ごみのところ」「臭いでしょう」「ガン発生」と言われている。不法投棄も絶えない。他の市民は分別だけ責任を持ち、なぜ金田の住民は差別を受けるのか。他所に建設すべきである。		5
12	ごみ焼却場はもっと安全なしっかりした地盤の場所に建てるべきであり、軟弱地盤に建てるのではなく、強固な地盤を選び計画すべきである。厚木市に突き返し、強固な地盤の場所から再選定すべきである。	建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。 なお、建設に当たっては地質調査を行い、そのデータに基づき強靱な施設となるように設計してまいります。	5
13	災害が起こりやすい河川沿いに重要施設を建設する理由が記載されていない。地盤のしっかりした立地を確保すべきである。		5

【別紙】

No.	意見等の概要	組合の考え方	反映区分
14	<p>用地費と候補地の選定見直しについて 建設予定地は、浸水が懸念されているために2メートルの嵩上げ工事が必要とされ、用地費用がそれに影響され高騰化するのを避けなければなりません。ほかの地区を選定すれば用地費はもっと低額に出来るはずです。</p> <p>新施設の稼働時期が5年延長されましたので、まだ間に合いますのでもう一度、建設予定地の選定をやり直し、当地から変更することを要請します。厚木市に新施設建設予定地の変更を要請してください。</p>	<p>建設候補地の選定は、平成20年から平成25年11月までの5年間、厚木市が作業を進め、その結果、厚木市と地元との基本協定が締結されました。</p> <p>ごみ中間処理施設整備基本計画（案）の作成に向けた検討は、厚木市と地元との基本協定により建設候補地が選定され、当組合が建設予定地として決定したことを踏まえて開始していることをご理解ください。</p> <p>建設候補地選定の御意見については、今回のパブリック・コメントの趣旨以外の御意見であるため、回答は控えさせていただきます。</p>	5
15	<p>地元住民は平成32年以後の稼働は認めない。しかし、一方では新施設はその頃までには竣工出来ないのが難題である。</p> <p>解決する方法としては、建設候補地の見直しである。金田以外の地区に選定し直して建設するのなら、金田の住民は納得して現施設の稼働を認めるであろう。速やかに建設地の再々検討を行うことを要請する。</p>		5
16	<p>新施設の建設では、市役所も用地探して大変です。どこをあたっても反対反対で難儀しています。金田地区も住民の賛否も取らずに焼却場を作りましょうと言う。焼却場断固反対、白紙撤回（怒）</p>		5